

「火災予防分野の各種手続に係る電子申請等の標準モデルの構築に関する報告書」の概要等について

予防課

1 取組の概要

消防庁では、新型コロナウイルス感染症対策やデジタルガバメント実現のため、「書面主義、押印主義、対面主義の見直し」や「行政手続のオンライン化の推進、業務プロセス・システムの標準化」といった課題への対応を進めている。特に申請・届出が多い火災予防分野において電子申請等の導入を促進するため、令和3年3月から「火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に向けた検討会」を開催し、市町村共通の電子申請基盤であるマイナポータル・びったりサービスを活用して電子申請等を行う場合の業務フローや標準様式の検討を行うとともに、消防本部における実証実験を実施することで、電子申請等の標準モデルの構築に取り組んできた。

2 検討の背景

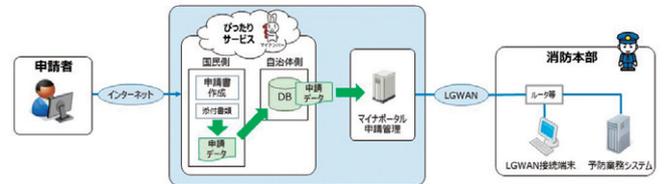
防火管理者選任届出や防火対象物点検報告など消防本部に対して行う火災予防関係の申請・届出等は、これまで主として書面の提出によりなされてきた。令和2年9月1日現在で、火災予防分野において電子申請等を実施している消防本部は全体の7%、実施予定をあわせても全体の9%という状況であり、実施していない理由としては、「受け付けるための環境が無い」というものが多かった。

また、これらの火災予防関係の手続に関する業務は、原則として基礎自治体である市町村が行うこととなっており、国等が整備した法令、ガイドライン等に基づいて、個々の市町村の消防本部で実施されているが、業務の効率化等の観点からは、業務プロセス・システムの標準化が必要となっていた。

こうした状況を踏まえ、消防庁では市町村共通の電子

申請基盤であるマイナポータル・びったりサービスを活用した電子申請等の標準モデルの構築を進めてきたところである。

マイナポータル・びったりサービスを利用した電子申請等のイメージ



3 検討事項

「火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に向けた検討会」には、有識者のほか、消防本部関係者が委員として参加し、マイナポータル・びったりサービスの担当であるデジタル庁や、火災予防業務を処理するシステムを開発しているシステムベンダーなどがオブザーバーとして参加し、検討を進めてきた。

主な検討事項は、「①電子申請等の対象となる手続の優先順位の検討」、「②電子申請等に用いるシステム構成等の検討」、「③電子申請等の標準様式の検討」、「④電子申請等の導入による事務フローの見直し」及び「⑤電子申請等の普及方法」であり、並行して令和3年7月から11月に実施した5つの消防本部における実証実験の結果も踏まえ、最終的に標準モデル報告書及び導入マニュアルを取りまとめた。

4 報告書の構成

- 目的
- 火災予防分野の電子申請等の標準モデルの検討
- 電子申請等の実証実験
- 標準モデルの普及策の検討

5 期待される効果

利用者側の電子申請等の導入のメリットとしては、窓口訪問等の負担の軽減、書類の電子化による紙の削減・書類管理の効率化、申請データの再利用による再申請時の入力負担の軽減等が期待される。

一方、消防本部側の導入のメリットとしては、業務システムへのデータ入力作業の省力化、申請書等書類の電子化に伴う紙の削減・書類管理の効率化等が期待される。また、実証実験に参加した消防本部からは以下の意見が寄せられた。

◆申請者は消防本部の窓口受付時間外でも申請ができ、消防本部は任意の時間に処理することができる。また、来庁者を待たせるようなことがないため、内容の精査に時間をかけられる。

◆立入検査等で指摘した法令違反を是正しない理由として、来庁する時間がないことを挙げる関係者もいるため、法令違反の是正にも寄与する。

◆電子申請が広く普及し、紙台帳が削減されれば庁舎空間の最適化にもつながる。

6 普及策の検討

(1) 標準モデル対応の電子申請等の導入支援

標準モデルに係るマニュアルを活用して消防本部における電子申請等の導入を促進するとともに、既存のプリセット様式についても、ユーザビリティの観点から必要な見直しを行っていく。

また、令和4年以降、標準モデル対応の電子申請等を導入する消防本部を支援するためのアドバイザーなど、必要な措置について検討を行う。

(2) 各消防本部に対する情報提供等

標準モデル対応の電子申請等の導入や運用に際して明らかになった課題やその対応方策、好事例等については、各消防本部に対して適宜情報提供を行う。

(3) 標準モデルの拡充

今回標準モデル構築の対象とした10様式以外の手続様式についても、ニーズや年間の手続件数等を踏まえ、今後、標準モデルの構築及びぴったりサービスへのプリセットを順次検討する。

(4) 予防業務システムの開発ベンダー等に対する情報提供

受け付けた電子申請等のデータ処理に当たっては、各消防本部における予防業務システム等との連携が必要となることから、システムを開発しているベンダーに対し、ぴったりサービスを経由して受け取ったデータを自動で取り込むための機能開発等に必要となる情報の提供に努める。

7 今後の検討事項

(1) 消防本部における標準モデル対応の電子申請等の導入促進

消防本部における電子申請等の導入を促進するため、導入マニュアルの配布やアドバイザー支援を含めた支援策について検討する。

(2) 既存のプリセット様式の定期的な見直し

消防本部や利用者のニーズを踏まえ、定期的にプリセット様式の見直しを検討する。

(3) ニーズや年間の手続件数等を踏まえた新たな手続様式のプリセット

消防本部や利用者のニーズを踏まえ、新たな手続様式の追加的なプリセットを検討する。

(4) 手続や様式の継続的な見直し

今後も継続的に、手続自体や様式・項目の見直し、添付書類の削減等について検討する。

8 関連スケジュール

マイナポータル・ぴったりサービスを活用した電子申請等の導入について、各消防本部において、令和4年度中に電子申請等の受付を開始できるように積極的に取り組むことを促していくこととしている。

(参考)

➤ 火災予防分野の各種手続に係る電子申請等の標準モデルの構築に関する報告書

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-91/03/houkokusho.pdf

➤ 火災予防分野の各種手続における電子申請等導入マニュアル

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-91/03/manual.pdf

➤ 消防予第610号 火災予防関係手続における電子申請等の導入に関する留意事項について(令和3年12月24日)

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/211224_yobou_1.pdf

問合わせ先

消防庁予防課 中嶋 中村 藤原
TEL: 03-5253-7523